

**第 1 回所沢市放課後こども
健全育成基本方針運営委員会**

会 議 録

平成 2 5 年 7 月 1 7 日

会議の名称	第 1 回所沢市放課後こども健全育成基本方針運営委員会
開催日時	平成 2 5 年 7 月 1 7 日（水） 午前 1 0 時～午前 1 1 : 5 0
開催場所	市役所低層棟 3 階 全員協議会室
出席者の氏名	（会議録別表 1）のとおり
欠席者の氏名	
説明者の職・氏名	
議題	議事 （1）「所沢市放課後こども健全育成基本方針」について （2）検討課題について （3）その他
会議資料	・資料 1 所沢市放課後こども健全育成基本方針運営委員会 委員一覧 ・資料 2 所沢市放課後こども健全育成基本方針運営委員会設置要綱 ・資料 3 所沢市放課後こども健全育成基本方針 ・資料 4 所沢市放課後こども健全育成基本方針運営委員会から提出された提言 ・資料 5 平成 2 4 年度報告書所沢市放課後支援事業ほうかごところ ・資料 6 放課後児童対策に係る検討資料
担当部課名	こども未来部 仲部長 こども未来部 石井次長 青少年課 堀内課長、斎藤副主幹、中主査、三上主査、小池主査 （事務局）こども未来部青少年課 電話 04-2998-9103

(会議録別表1)

所沢市放課後こども健全育成基本方針運営委員会名簿

委員長 田中 雅文

副委員長 小沢 貞泰

	氏 名	出欠席 状況	選出母体等
1	田中 雅文	出席	学校法人日本女子大学人間社会学部教育学科
2	塚田 幸久	出席	所沢市立小中学校校長会小学校会
3	木村 良孝	出席	所沢市立所沢小学校PTA会
4	田口 助弘	出席	所沢市子ども会育成会連絡協議会
5	渡辺 昭子	出席	所沢市青少年育成推進員協議会
6	橋爪 猛	出席	所沢市民生委員・児童委員連合会
7	金丸 慎一郎	出席	特定非営利活動法人所沢市学童クラブの会
8	小市 好	出席	西富児童クラブ
9	斎藤 わか	出席	社会福祉法人わか竹会
10	原 勉	出席	学校法人マルハ学園
11	水野 良司	出席	社会福祉法人法水会／所沢市立やなぎ児童館
12	永田 晋介	出席	株式会社コマーム／所沢市立ひかり児童館
13	山田 壽男	出席	所沢市立所沢小学校ほうかごところ
14	小沢 貞泰	出席	所沢市立北秋津小学校ほうかごところトンボキッズ
15	石上 美香	出席	公募
16	祝迫 麻依子	出席	公募
17	白濱 隆一	出席	公募
18	園部 比呂志	出席	公募

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
委員長	<<開 会>> ■ 委嘱状交付 ＊ 市長から出席委員 18 名に委嘱状を交付した。 ■ 市長挨拶 ■ 委員紹介 ■ 事務局職員紹介 ■ 委員長、副委員長の選出 ＊ 委員の推薦により、委員長・副委員長案が示され、承認を得た。 委員長　：田中　雅文　委員 副委員長：小沢　貞泰　委員 ■ 委員長、副委員長挨拶 ■ 委員会成立の報告 ■ 会議の公開と会議録の作成 ＊ 事務局より、会議を原則公開とすること、及び要約方式（発言者名の記載なし）により会議録を作成することについて説明し、承認を得た。 ■ 会議資料の確認 ■ 所沢市子ども・子育て会議への出席委員の決定 ＊ 田中委員長の推薦により、副委員長　小沢貞泰氏の出席が決定した。 <<議 事>> （１）「所沢市放課後こども健全育成基本方針」について ＊ 事務局より、資料３「放課後こども健全育成基本方針」、資料４「所沢市放課後こども健全育成基本方針運営委員会から提出された提言」及び資料５「平成２４年度報告書所沢市放課後支援事業ほうかごところ」に基づき説明。 説明員　青少年課　中主査 資料３「所沢市放課後こども健全育成基本方針」は、平成２２年度に策定され平成２３年４月に施行された。また、続く平成２３、２４年度は進

委員	抄管理を行い、その成果として資料４の提言を市へ提出したところである。 本委員会については、平成２５、２６年度の任期の中で、前委員会でまとめた提言の実現などに向け、さらに深く関わっていくこととなる。 では、質問等についてはいかがか。 ＊質疑等なし。
委員長	(２) 検討課題について ＊ 事務局より、資料６「放課後児童対策に係る検討資料」に基づき説明。 説明員 青少年課 中主査 本委員会の役割の一つは、放課後児童クラブの条例化に向けて、必要な審議を行うことである。 条例化にあたっては、２つの条例を策定することとなる。当該２条例のうち、「(仮称) 放課後児童健全育成事業条例」は、国や県で定める基準に準拠したもので、所沢市としての考え方等を積極的に示す内容ではないとのことである。そのため、本委員会での審議事項にはあたらない。 もう一方である「(仮称) 所沢市立放課後児童クラブ設置及び管理条例」は、現存の児童クラブ及び児童館生活クラブに係る条例で、所沢市としての基準等を定めることから、本委員会で集中的に審議を行うものである。児童クラブ及び児童館生活クラブには、保育料など様々な点で違いがあることから、こうした違いについて整合を図ることが本委員会に課せられた役割とのことである。 こうした理解でよろしいか。
事務局	「(仮称) 放課後児童健全育成事業条例」については、今後、国から示される基準の項目を盛り込むこととなる。そのうち、参酌する項目については、必要に応じて本委員会で審議いただく必要が生じることも想定される。
委員長	了解した。必要に応じて審議対象とする。 本委員会の主たる課題は、保育料の条例化に係るものである。提言では、児童クラブ及び児童館生活クラブの保育料の差の解消を示している。その

委員	ため、本委員会では保育料の統一化を図ることとしたいが、このことについて質疑等いかがか。 保育料の統一化について、保護者としては低額であることが望ましい。 しかしながら、現実的には保育料に差が生じており、この差がサービスにどのように反映されているのか、また、保育料が減額した場合サービスにどの程度影響があるのか確認したい。 さらに、保育料について審議する上で、例えばサービスに要する経費を積み上げた額をもとに算出するのか、それとも児童館生活クラブの保育料 6,000 円に合わせていくのか、こうした議論は今まであったのか確認したい。
委員長	民間事業者が行う児童クラブと、児童館で行う児童館生活クラブとの保育料には大きな差がある。例えば、児童館生活クラブに保育料を合わせるとすると、児童クラブにおけるサービスに大きな影響が出ることが懸念される。やはり一定のサービスの維持は必要である。
事務局	利用者は、一般に、児童クラブを利用するか、児童館生活クラブを利用するかについて選ぶことができない。こうした状況で保育料に大きな差があることについて、利用者からは不公平であるとのことご意見をいただいているところである。そのため、保育料の差の解消は是非お願いしたいと考える。 児童館生活クラブの保育料については、平成 17 年度に所沢市立児童館運営協議会において、近隣自治体の状況から決定した経緯がある。即ち、コストを積み上げての設計となっていない。しかし、今般の保育料統一化にあたっては、やはりサービスの内容を確認いただきながら、必要な経費を積み上げていく必要があるものと考えており、市としては児童館生活クラブの保育料に合わせるといった考えはもっていない。 なお、児童クラブ事業者間、児童クラブ・児童館生活クラブ間に保育料に差はあるものの、サービスについては、仕様に定められた一定の基準は満たしている。保育料の差は、付加価値の部分と捉えている。
委員長	児童館生活クラブ保育料 6,000 円に合わせることは、児童クラブの経営が成り立たないという状況が生じるため、現実的でない。そのため、

委員 委員長	サービスの内容を精査しながら、事業費から算出することとする。 他に質疑等いかがか。 ＊その他質疑等なし。
委員	それでは、次の委員会より保育料の統一化に向けた実質的な審議に入るものとする。当該審議にあたっては、直接関係する団体からの意見、関係団体以外からの客観的意見、市民目線での意見など、各委員の立場を踏まえて審議を行い、より適正な保育料を検討していくものとする。 では、保育料以外にかかる質疑等はいかがか。
委員	資料４の提言に、「所沢市放課後児童対策新システム整備方針（案）」が提案されている。この扱いについてはいかがか。
事務局	本整備方針（案）を委員会で検討いただいたのは昨年の８月頃であるが、これと同時期に子ども子育て支援関連３法が公布された。放課後児童クラブにかかる条例化は当該法によって定められたものであり、より優先度が高い。そのため、まずは条例化に向けた審議を進めるものである。なお、新システムに係る取り組みについては、現在関係部局との調整を図っているところである。
委員長	他に質疑等いかがか。
委員	＊その他質疑等なし。
委員長	他に質疑等がないようであれば、今後について確認したい。少ない委員会回数の中では、効率的かつ効果的に審議を行う必要がある。事務局では、審議の方法についてどのように予定しているか。
事務局	本日の審議によって、保育料の統一化や条例化に向けた審議について、委員会内での合意形成が図れたものとする。 第２回以降の委員会については、実質的な審議は３回であることから、委員長の指摘のとおり、効率的かつ効果的に審議を進める必要があるものと考えている。 そこで、事務局の提案としては、まず、第２回委員会において事務局より必要な資料の提供を行い、各委員におおよそのイメージを持っていただきたいと考えている。 次に、第２回委員会の後、事務局が用意をするフォームに各委員の考え

委員長	をまとめていただき事務局にて取りまとめを行う。そして、これを第3回委員会に当てたいと考えている。なお、関係団体については、当該フォームの提出にあたり、必要に応じて団体内で検討をいただきたい。 第3回委員会では、事務局でとりまとめをした委員の意見を基に審議いただき、委員会としての「案」をまとめていただく予定である。併せて、この案に係る意見などをまとめていただくものと考えている。 最後に、第4回委員会では、最終案をまとめていただく。まず、第3回委員会で検討した「案」などを基に事務局でさらに精査をし、「案2」を作成する。これを委員会に提示し、審議をいただくものである。 なお、現在、国でも放課後児童健全育成事業について審議を行っている。そのため、この予定も流動的なもののご理解いただきたい。委員会の開催にあたっては、随時、委員長と相談をさせていただき、会議の流れ等を検討する必要があるものと考えている。 それでは、国の方向などを確認しながら、その都度対応するものとする。 (3) その他 ＊ 事務局より、次回以降の委員会開催日について説明 説明員 青少年課 中主査 ・ 第2回 平成25年10月1日（火）午前10時～ ・ 第3回 平成25年11月13日（水）午前10時～ ・ 第4回 平成26年1月8日（水）午前10時～
-----	--